

## 個人情報に記載した書類の誤送信について

このたび、当センターにおいて、委託業者社員が患者 A の診療情報提供依頼書（以下「書類」という。）を医療機関 X に FAX 送信すべきところ、誤って医療機関 Y に送信するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者 A の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 ID、診療内容等

### 2 事案の経過

○令和 7 年 2 月 7 日（金）

- ・委託業者社員は、診療科から複数の書類を受け取った。
- ・委託業者社員は、患者 A の書類を医療機関 X に FAX 送信すべきところ、誤って患者 B の書類の送信先である医療機関 Y に送信した。

○2 月 10 日（月）

- ・医療機関 Y からセンター外来窓口に電話連絡があり、誤送信が発覚した。書類は、医療機関 Y においてシュレッダーにて破棄した。
- ・委託業者責任者が、患者 A に電話で経緯を説明し謝罪した。

○2 月 12 日（水）

- ・患者 A の書類を医療機関 X に郵送した。

### 3 誤送信の原因

- ・委託業者社員が、書類を FAX 送信する際に、宛先と FAX 番号が一致するかの複数人による確認を怠ったため。
- ・地域連携システムに登録がない医療機関への郵送・FAX 送信時のルールが全委託業者社員に周知徹底できていなかったため。

### 4 再発防止策

- ・FAX 送信時のフローを掲示し、全委託業者社員にも、FAX 送信時のルールを周知徹底するとともに、ダブルチェックを徹底する。